

医的侵襲行為場面における代理決定者としての家族

——成年後見制度における医的侵襲行為への同意権問題と「親密圏」／「公共圏」の観点から——

鈴木道代

医的侵襲行為場面における代理決定者としての家族

—成年後見制度における医的侵襲行為への同意権問題と

「親密圏」／「公共圏」の観点から—

A family as the substitute decider in the medical act:

From the viewpoint of issue of agreement right to the medical act in the system of guardianship and “intimate sphere”/“public sphere”

鈴木道代

I. 問題意識

2000年、自己決定（権）の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションといった理念と従来の保護の理念との調和をはかりながら、精神上の障害を抱える者の「生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する」（赤沼ら編2007：5）制度として施行された成年後見制度であるが、それらの者が必要とする医的侵襲行為場面における代理決定の問題を捉えた場合どうであろうか。すなわち、成年後見人等による医的侵襲行為への同意が可能かということである。

成年後見人等の職務内容を大きく分けると財産管理と身上監護に関する事務がある。

最高裁判所事務総局家庭局（2010）によれば、平成21年1月から平成21年12月までの成年後見関係事件の申立件数は合計で27,397件であり、対前年比約3.5%の増加となっており、申立の動機については財産管理処分が最も多く、次いで身上監護となっている。また、成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約63.5%を占めている

ということである。

成年後見人とは「本人の意思ではなく、法律の規定に基づいて代理権が生じている法定代理人」（金子ら編2007：960）として位置づけられているわけであるが、現状では“成年後見人等には医的侵襲行為に関する同意権は付与しない”という“否定説”が通説となっており、成年後見人等には医的侵襲行為に対する同意権は付与されないという見解で一致しているようではある。したがって、否定説が通説とされていることから、結局のところ代理決定を誰が行うのかが特定されないために、事実上家族による代理決定に委ねられることになると考えられる。

けれども、否定説が通説とはされているが、必ずしも否定説のみが適当な回答であるとは言いきれないであろう。なぜならば、成年後見制度における権利擁護を行う範囲の中に“成年被後見人への医療に関する保護あるいは監護”の点が抜け落ちていると思われるためである。

成年後見人等には医的侵襲行為に対する代理決定はできないが医療を必要とする場面では、医療契約が締結されると医療機関は当該契約の債務の履行として、種々の具体的な医

的侵襲行為（検査、投薬、注射、手術等）を実施すべきことになる。このとき、いわゆるインフォームド・コンセント（以下IC）の視点から患者の同意が必要となるが、判断能力の減退した成年被後見人等については、この同意を得ることが困難ないし不可能な場合がある（上山2007：87）。

とすれば、自然な流れとしては成年被後見人に同意が求められることになるが、成年被後見人等には医的侵襲行為に関する判断・決定を行う権限はない。

では、一体誰が成年被後見人に代わって医的侵襲行為への同意を行なうのか。この点、わが国においては一般に患者本人のための代理決定者となるのが「家族」であることが多いように、成年被後見人の場合にも代理決定者となるのは同様にその「家族」であろう。

「家族」が代理決定者とされる理由としては、「家族の治療やケアへの協力・配慮が、結果として患者本人の利益になると考えられる」（箕岡ら2007：66）ため、「患者のことを最もよく知るのは家族だから」というように、他の誰かではいけない、家族でなければという「家族特権」を背景に持つと考えられる。

実際の臨床場面では「家族から同意をもらえるならば万一の場合の損害請求に対する抑止力になるという自己防衛の判断が働いている」（岩志2006：56）、「運良く家族がいる場合は家族の同意を得てよしとし、治療を行っているケースが多い」（渡邊ら2008：2369）というように家族自身の考えに基づく理由あるいは医師からの家族への要請によって家族が代理決定を行っている。

そして、ここに一つの矛盾が生じる。すなわち、なぜ精神上の障害がある者を擁護するために法的に規定された代理人である成年被後見人等には成年被後見人に対する医的侵襲行為への同意権が付与されていない（であるから同意をするという代理決定ができない）のか。その一方で、代理人として法的に規定が

ない家族が慣行的に患者本人に代わって医的侵襲行為への代理決定を行っていることが認められているのか、ということである。

また、上述した理由から事実上家族が代理決定、すなわち患者本人に代わって医的侵襲行為に対して同意をしたとしても、そのことによってICにおける同意の意義である医的侵襲行為の違法性を理論上阻却する法的効力はなく、また家族が患者本人に代わって同意をしなければならないという義務もないわけであるから、やはり法的効力はないと言えよう。

このような現状を岩志（2006：56）は「有識者を含めた周囲の誰もが、この家族の同意を得る行為に対して違和感を覚えずに認容しているようである。これが、医療行為の同意に対する日本社会の実態なのである」と指摘している。

このように精神上の障害を抱える者の代理決定を家族が務める、あるいは医師が家族に求めたとしても、それらは家族が考えた価値判断を根拠にして介入される慣行上の行為であり、家族の場合は「家族特権」を背景にもちながらなされる事実上の代理決定であると考えられる。

しかし必ずしも、これらの代理決定の正当性は明確にはされていないと言えよう。

Ⅱ．目的と方法

そこで、本稿では医的侵襲行為場面において代理決定者となる家族について、上述した成年被後見制度における医的侵襲行為場面における同意権問題の現状との関連から「親密圏」と「公共圏」の概念の特徴を踏まえて「家族」が代理決定者となりえる背景を探ることを目的とする。

このことを考察することは、単純に「家族」であるからということで代理決定が許容されていた現状に対する理由を改めて提示し、ま

た「家族」であるからということで代理決定が許容されている現状への懐疑を解消するために別の観点を導入する必要性も提示することが可能になるということで意義があると考ええる。

以上の視点から、まず家族社会学の観点を基底にして「愛情」規範によって成立していたとされる「近代家族」の特徴とそれへの懐疑を示す見解を挙げ、「親密」をキーワードとして「家族」が新たに社会の中で位置づけられてきた様相を述べる。次に、諸研究者による「親密圏」概念の定義を整理し、「家族」を「愛情」規範と「親密圏」のそれぞれで捉えた場合に起こり得る状況を示す。そして「公共圏」概念を踏まえて、医的侵襲行為への同意権問題について「公共圏」による「親密圏」への介入の必要性と介入に伴う問題点を述べる。

Ⅲ. 「家族愛情説」への懐疑

中川（1996：99-100）は、1970年代では、「『夢の夫婦家族』に埋め込まれていた性別役割分業を神話化すると同時に、その神話化を再生し強制していくこと」となり、また「家族団らん」に象徴される『愛』の絆は、規範としては強いものであったが、その絆を支える家族の生活基盤と家族関係は弱まっていった」とする。

同様に、大和（1990：38）は「近代家族の特徴として、夫婦愛、母子愛、家族愛といった成員間の心の結びつきが、制度や利害による結びつきより、また同姓・同年齢集団との心の結びつきより、優先していることであるといわれている」が、「これは実態というよりも、そのような理念、あるいは規範が広く社会に浸透」していることであって、「実際の結びつきは、規範ほどに一貫してもいなければ、一枚岩でもないかもしれない」と指摘する。

「愛情」規範によって結ばれていた「家族」の結びつきが「一貫してもいなければ、一枚岩でもない」とはどういうことか。それは石川（2006：28）が、これまで家族に関する研究の多くは家族がいかにか社会システム全体の安定的な維持、存続に貢献してきたかという視点からなされ、一般の意識のうえでも家族は親密で無条件の信頼と愛情に満ちた存在とイメージされてきた。けれども、個別の家族をみると、様々な要因によって機能不全を起こし、深刻な問題をかかえている家族が少なくないという事実もある、ということだと言えよう。

このような「愛情」規範によって成立されていた近代家族についての論じ方を「家族愛情説」とする。

石川（2006）による家族の機能不全や深刻な問題を抱える家族が少なくないという事実について、山田（1999：138-139）も「1973年のオイルショック後の低成長により、戦後の日本家族の安定性を支えていた諸条件が失われ、家族の愛情の不安定性が明らかになり」、「『家族は愛情の場である』』ということ唱えていただけでは解釈できない現象が、家族の危機として捉えられ始めた」と述べ、これは人々が家族以上の何かを外に求め始めた「家族の外に愛情が生じる」ことと、虐待、離婚を典型とした「家族内部での愛情が失われる」ということに現れていると説く。

山田（1999）は「家族内部で愛情が失われる」ことによって生じる現象の一つに虐待を挙げていたが、菰渕（2000：93）も「『子は親を介護するのが当然』という社会規範が揺らいできた以上、介護されるほうも介護するほうも、情愛と困惑との葛藤にみまわれる」状況が生じ、その結果として家族の介護力の限界を超えた場合に「家族ケアは破綻をきたし、要介護老人への虐待（菰渕2000：98-99）が生じると述べている。これらの状況を山田（2001：17）はもはや「家族はセーフティ

ネットにならないだけでなくリスクフルな存在となりつつある」と述べ「家族のリスク化」(山田2005:222)と表現していた。

同様に、岩上(2006:75)も「親による子どもの虐待や子どもによる老親の虐待、さらには配偶者間の暴力などをもちだすまでもなく、多くの現実が示す通り」、「今日、家族が社会的弱者にとって最適の安全保障になりえていないこと」を指摘する。その理由は「①もともと家族が無条件で弱者の保護機関として機能してはいなかったという事実に加えて、②小規模化し、地域社会や親族集団から切り離された存在になった家族に、そうした重い責務を担えるだけの人的資源がもはや存在しないこと、③子どもの世話にせよ、高齢者の介護にせよ、ここ30年間にそれまでと比較にならないくらい長期化し、多様化し、未経験の現象に直面することが多くなっていること」を挙げている。

以上のような「愛情」規範に基づいた「家族」に対して、家族関係の弱まり、機能不全、深刻な問題を抱える家族、安全保障になり得ていない、ということがなぜ言われるようになったのか。それは立岩(1991:48)が「従来家族の中にあつた関係、諸行為の成立に愛という感情が必要かどうか」という問いを立て「確かに、愛ある関係、行いを正当化する、という場面を見てきた」が「結局、その内容は定まらない」ということ、「従来愛の関係の中に、家族の中にあつたあるいはなかつた関係や行為を、どこまでそうしたものに独占させることを許容し、あるいは義務とし、どこまでをそうしないのか」という問いを立てずに、つまり行為の境界設定をせずにきたこと、そして「家族が存在するとは、情緒的な関係があるという事態そのものではない」

(立岩1992:155)という見方を抱かずにきた帰結であると考えられる。

1. 「私領域としての家族」「公領域としての社会」—家族愛情説からはみえないこと

「家族愛情説」への懐疑は、立岩(1991)が家族が存在するというに情緒的な関係があるということが必要条件ではないこと、愛の関係の中にどの程度の独占を許容するのか、義務があるとするのか、という境界を定める必要があること、これらのことを行わずに「愛情」規範によって「家族」を縛りつけていたことから虐待を典型にした危険性が家族内部には生じるのではないかというかたちで浮上する。

宮本(2003:27)によれば、「われわれは情動を介した感情をつうじて、愛情を寄せられる対象が健やかに生きることを思いやるように義務づけられていると感じ」、「この情動的な関係においてわれわれが負う行為義務は、双方の側で受け入れ可能で、その実行を期待可能であるが、その義務において指令される役割そのものは交換可能であるとは限らないのである」と述べているように、「愛情」規範に基づいた「家族」にはあらゆる独占や義務を負わすことが可能となっていたが、どこまでの独占を許容するのか、また双方向におけるそれぞれの役割遂行をどこまで遂行するのかを明確なものとしないう結果、家族内部において危険性が生じる温床を作り上げていたのであろう。

つまり、「家族愛情説」における「愛情」とは「他者との交わりの無政府を回避し、みずからの存在に秩序を与える」こと、「他者の所有を通じた自己の安定化」であり(浅見2001:46)、その「愛情」規範によってみずからの存在に秩序を与え、自己の安定化を可能にしていたと思われる。そしてそれを可能にしたのが、立岩(1991)のいう義務と独占が生じる「愛における排他的独占欲の所有形式」(浅見2001:70)である両性の合意に基づいた婚姻関係という枠組みであると考えられる。

では、なぜ「家族愛情説」に潜んでいた独占や義務による双方向的ではない役割遂行がなされる状況がこれまで顕在化しなかったのか。

中里見（2002：93）によれば、戦後家族は「政治社会（公）と家族（私）両方の男性間の平等および男女間の平等が政治原則と」なり、『家』制度は解体し、夫婦と未婚の子からなる小家族が都市部を中心に誕生したのであるが、近代社会と近代家族の関係について木戸（2002：30-31）は、「社会（近代社会）の編成においては、自由な選択にもとづき、合理性を原理とする公領域（市民社会）に対して、私領域としての家族は、選択不可能な関係性によって営まれる、その意味では極めて非合理的な領域である。合理性の追求という社会の近代化（市民社会化）は、公領域に組み込むことのできない非合理的なものを排除し、それを家族という私領域に囲い込んできた」と述べている。

同様に上野（2008：33）は『法的主体』にたりえない存在に対しては、市民社会の法は、限界と無力を露呈する。そして、そのような『依存的な他者』を、市民社会はその『外部』に配置し、その領域を『家族』と呼んできたのだ」という。

この囲い込みによって、清水（2000：15）は「家族という治外法権の世界で夫から妻に加えられる暴力、痴呆症状を呈した寝たきりの老人に加えられる暴力」があると指摘し、「家族介護ですら、どのような法的権利＝義務関係にもないことは、法学者たちによって明らかにされ」ているにもかかわらず「高齢者は、慣習や規範によってもたらされる恩恵としてのケアを、肩身の狭い思いで受けてきた」と上野（2008：36）は述べ、また「不介入の原則によって公権力は、市民社会においてなら犯罪とされるような不法行為を、私的領域においては黙認または許容してきたのである」と指摘する。しかしながら例えば、

「フェミニストが私的領域における暴力や虐待を問題化するにつれて、公的権力が私的領域に介入することを正当化する法理がつぎつぎと整備されてきた」（上野2008：33）のである、というこの点が後述において「親密圏」概念が登場する所以である。

したがって、「家族愛情説」で論じられていた家族とは、公領域に組み込むことのできない非合理的なものの排除、その中には「依存的な他者」が含まれ、それらを「家族」として私領域へと囲い込んだという構造、治外法権的世界、であることから独占と一方向的な役割遂行が認められ、家族であることによってどこからも支配を受けないという特権がある領域となったということが言えよう。

2. 「愛情」規範に代わる「親密」

このような「私領域」への囲い込みについて赤川（1997：111-112）は、これまで家族境界を設定する基準として「血縁」や「同居」という基準が最も重視されてきたが、これは現在では絶対的基準にはならず、そうした枠をはみだすような現象、例えば、単身赴任の夫は家族である、犬や猫などのペットも家族である、というような恣意的、選択的に「新たな境界設定の基準が醸成されつつ」あり、その「基準として新たに浮上しているのは、『愛』であり、『親しさ（親密さ）』という原理である」という。

赤川（1997）は「血縁」や「同居」という基準では囲い込みがしきれない「家族」（とされるもの）に対して新たに「愛」や「親密さ」という基準で「家族」を境界設定することを説いている。このことは「血縁」や「同居」という基準に「愛」や「親密さ」という新たな基準を付加するということであろう。

「近代家族」においては「愛情」規範が家族境界を設定していたが、そこでは境界設定しただけであって、どの範囲でどの程度のことを担わせるのか否かという上述した立岩

(1991)の指摘をせずに「私領域」への囲い込みがなされていたと言え、赤川(1997)は「親密」だけでなく「愛」もまた家族の境界を構成する基準として位置づけているが、「愛(情)」に位置づけられた家族というのは「近代家族」を前提とするものであり、また筒井(2008:72)によれば「『愛』は親密性そのものというより、そこにおいてコードとして働き、親密な関係内部の相互行為を律する言説装置である」ことから、それに代わって1990年代以降、特に上野(2008)の言う「公的領域が私的領域に介入することを正当化する法理」の整備との関連で「親密さ」「親密性」「親密な関係」「親密圏」といった「親密」をキーワードとして「家族」を新たに社会の中に位置づけてきたと思われる。

IV. 「親密圏」と「家族」の関係

ここでは、諸研究者による「親密圏」の捉え方を整理し、その特徴から「親密圏」=「家族」とする場合、「親密圏」=「家族」としない場合(「親密圏」≠「家族」)によって生じる「親密圏」と「家族」の関係について述べることにする。

1. 「親密圏」の捉え方

「愛情」規範によって「家族」が私的領域として囲い込まれていたのに代わって「親密」をキーワードとして、特に「親密圏」概念で「家族」を位置づけようとする論調がある。その一方で「家族」は「親密圏」であるけれども「家族」だけが「親密圏」ではないとする論調もある。

佐藤(1996:113)は、親密圏を「身体的なコミュニケーションを前提にしながら、親密さの感情を共通の基盤にする共同的空間」として定義づけ、山守(2010:22)は親密圏を「親密な関係を形成する『場』(領域・空間)」と定義している。

中里見(2002:95)は「子どもや高齢者の人間的存在は『家族からの自由』ではなく、『家族への自由』を不可欠としている」と説き、「そのためには『契約』や『自己決定』とは別の観点から家族の考察が必要である」と述べている。その観点として「家族の共同性・協同性」を考えているという。この「家族の共同性・協同性」の観点から家族を考察するというのは、二宮(2002:105-106)による「家族関係の個人化・市場化、国家による権力的統合を防ぐ視点として、家族の絆の強化や父性の復権ではなく、男女の対等性を前提としながら、家族共同生活、協同性への展望を開こうとする見解」であり、その一つの方向性として「『親密圏』としての家族を再構成しようとする立場」がある。

つまり「『親密圏』を、日常生活を協同して営む親密な人的関係(領域)として把握し、性別を問わない複数の人々による関係とする」ということである。

本田(2007:74)によれば「近代化のプロセスは、一方で労働を担う『理性』的なく空間>としての公共圏を創り出し、他方に『身体』の提供、すなわち子どもの生産、社会化、労働力の提供のための家族の親密性と情緒性によって特徴づけられる』<空間>としての親密圏を生み出した。そのため、近代=現代における社会的配置のもとで公共圏が『理性』の埋め込みによって秩序化される一方で、親密圏は『欲望』と『情緒』が宿り満ちた前政治的な不介入の領域となる」という。

そして木戸(2010:139-142)は「『親密性』を特徴とする人間関係、すなわち『親密な関係』(あるいは関係領域としての『親密圏』をめぐる論議の系譜には、おおむね二つのものが区別できる)として、一つは「『親密な関係』とその一形式である家族を考えるにあたって、夫婦のような成人間のパートナー関係に着目するか」、もう一つは「母子のような親子関係に着目するか」という「性愛」と

「ケア」をそれらの関係の媒介項としている。

浅田（2004：142）は「親密圏という言葉は多様な意味あいを含めて用いられるが、家族を包含しつつもイコールではない領域を意味する言葉として、また『協同領域』といった言葉では抜け落ちてしまう身体接触あるいはセクシャルな関係を伴う領域を意味することとして用いられることが多い」と説く。

村田（2004：179）は、齋藤（2003：213）による「親密圏」の定義を踏まえ、それは「いずれも家族に限定しない、むしろそこから解放を意図した考え方である。確かな人間関係を、緩やかで、自由な関係として多様なかたちで創出していきたいという理念」であり、こうした立場に賛成であると述べている。

では、齋藤（2003a：vi-vii）はどのように「親密圏」を定義しているかという点、親密圏とは「具体的な他者への生への配慮／関心をメディアとするある程度持続的な関係性として定義」している。

松島（2002：123-125）は「親密圏は、人が生きていく上で必要な、具体的な他者との全面的なつながりや信頼感が存在する場であり、ケア（養育・介護・気遣い）しケアされるという機能を持つ場である」と述べている。そこは、家族に限るものではないけれども、家族をその場と想定することが暗黙の了解とされていたということを指摘する。

中里見（2003：95）は「人間が協同して生活を持続する関係、生命再生産（持続的生産）の場」ととらえている。この再生産には「日々の再生産と世代的再生産があり、いずれも労働をともない、「再生産労働は物の交換価値に還元されない使用価値を再生産し、経済効率に還元できない人間的価値を実現する営み」を指すとしている。

井上（2006：34-35）は、親密圏について「そこでは、問題意識を共有し、お互いに関心を持ち合っている他者との会話やコミュニ

ケーションを通して、問題意識にのぼり、言葉となる。そのような過程を積み重ねていくうちに、複数の公共圏から成り立つ市民社会へ影響を与える。親密圏を現代の社会にふさわしい個人の成立の場として、また裸の個人を公共圏に媒介する場」としてみている。また「親密圏とは、家族とは異なり、血縁的な関係を基盤とする人間関係を前提とせず、その意味で近代家族とは異なる」。「親密圏は人間的な関係を前提とし、抽象的ではない具体的な生活のあり方などに互いの関心・利害に配慮し合う関係性であり、現実の家族すべてが親密圏となるわけではない。逆に、家族ではなくとも上記のような関係が成立していれば、親密圏といえる」としている。さらに井上（2006：35-36）は「『親密圏』は、機能システムや市民社会の代替物ではなく、人間的な交流・コミュニケーションにより、反省的契機を作り出す機能を持つ場として意義を持つ。そのような反省的契機は、それまでのわれわれの社会的実践や制度を規定しているあるいは規定してきた明示的なあるいは暗示的な社会的規範や習慣を明らかにし、それを具体的な場面で再検討することを通じて作り出される」と述べている。これは「反省的契機を、権利の概念のとらえなおしといった過程を経て、システムの中に取り入れていく点が重要」であり、「親密圏で培われた理念や価値、あるいは権利にまで到達していない具体的なニーズなどを、新しい公共圏である市民社会やシステムに逆流させるという動きである」。

このように諸研究者によって「親密圏」の論じられ方は多様であるが、2つの特徴を挙げることができる。すなわち、第一に「親密圏」の定義あるいは特徴について「親密さ」「親密な」「親密性」（佐藤1996、山守2010、二宮2002、本田2007、木戸2010）という概念が含まれている。このことによって「親密圏」に存在できるものの範囲を限定することにな

り、「親密」であることを「親密圏」を生み出す条件とするならば、それ以外の関係は排除されることになると言えよう。第二に、第一の特徴とは異なり「親密圏」というのは「場」「領域」「空間」「関係性」を示す概念であり、必ずしも「親密」な状態があることが含まれてはおらず、具体的な他者が存在することができる。このことは、血縁関係や性別を問うというような「愛情」規範に基づいた「家族」に限定されないと考えられる。

先に、本田（2007）が「親密圏」を「家族の親密性と情緒性によって特徴づけられる〈空間〉」として、木戸（2010）が異性愛あるいは母子愛を媒介項として「親密圏」の一形式として「家族」を位置づけていたが、「親密」や「愛（情）」を「親密圏」における関係性の媒介項とし「家族」を捉えることは、佐藤（2004：13）が「家族以外に信頼できる関係を結ぶことのできる社会的空間がほとんど実感できないなかでは、家族に依拠の場を求めようとする。ところが、このような家族のなかに親密圏を求める企ては、本来的に矛盾に充ちたものである。というのも、この家族のなかで示される親密性は、元来、経済的依存を暗黙の前提にした家父長的關係を内包しているからである。家族のなかに示される親密性は、元来家父長たる父がその支配に従う従順な存在たる家族員に対して示すかぎりの温情主義的独裁（パターンリズム）の性格を免れない」と述べているように、「愛情」規範に基づいた「家族」が再び生じることが懸念されると思われる。

2. 「親密圏」＝「家族」

—その結果で起きること

上述したように「親密圏」を「家族」として捉えることについて佐藤（1996：123-124）によれば今日『「愛の共同体」』としてはきわめて脆弱な基盤しかもてない状況にあるにもかかわらず、親密圏の代表的空間とされて

きた家族が情緒的安定の場として、極めて高い期待を投げかけられているのは、家族が第一に「生活の共有による多面的で信頼を基礎とした関係と考えられており、損得関係抜きで人間関係を形成するものとして期待されている」こと、第二に「人間を能力や財産によって評価しないで親密さによって考えようとする空間」であること、第三に「病氣や老いあるいはさまざまな経済的・身体的・精神的困難を、たとえ公的な空間で見捨てられることがあっても、最終的に支えてもらえるという、いわば受容の場としての機能が存在する」あるいは「避難場所だと期待」されていること、第四に「この空間こそは近代の本質的特徴とも言える情緒的親密性を経験できる空間」であり「家族はなによりも愛とやすらぎの感情を経験できる場としてイメージされる」という親密圏としての条件を備えているからであると説く。

浅田（2004：152-154）は「高度経済成長期には、夫が安心して存分に仕事が打ち込めるような温かいマイホームを作ることが妻の役割として強調されてきたことは、家族社会学のなかでは実証済みの事実で」あり、「親密圏とはまさに、育児や養育、介護や介助など、ケア関係を伴う、非対称な関係の場」なのであり「親密圏には愛があるものだという、正の感情の強制が親密圏のケアにつきまとうている」とする。

そこでは「とりわけ家族を構成するメンバーは愛という正の感情をもつことが当然とされ、逆に親密なあいだがらにおいて正の感情が欠如していることは異常なことであり、ときには病理現象とみなされる」という。そして「愛は、親密圏内部の豊かな力（とりわけ女性がもつ力）を、ある場合には無償で、ある場合には安く利用するためのイデオロギー装置として機能してきたのである」と述べている。この点が先に立岩（1991）が指摘していたように愛ある関係、行いを正当化する場面

であるけれども、何をどこまで無償で安く利用する（できる）のか、その境界設定が不明確な状況を示していると言えよう。

このように「親密圏」（親密な関係）＝「家族」とされるのは、「愛情」規範によって育児や介護が維持される場ないし関係であるとされるからであり、佐藤（2004：24-25）が「弱者である病人や子どもたちは、実際に自分が信頼できたり、安心できる人との具体的な親密圏のコミュニケーションを必要としているのであり、社会的サービスをどれほど充実させたとしても、その重要性はいささかなりとも減ることはない」状況を生み出すことになると言えよう。

「肝心なことは、現代社会において、具体的な身体的コミュニケーションをはらんだ人間関係としての親密圏が、他の社会的人間関係とはっきり異なった実存的意味を持っており、それを、他の社会的関係から見て捉えてはならず、むしろ、存在論的次元としては、より根本的で基底的な領域として捉え、そこから、その他の社会理論、政治理論を再構成し直すという必要性があるということである。その意味で、人間の最も基本的条件とは、親密圏で十分な時間を費やす権利を保障されることであり、そのために「家族」の中に「親密性が世界に残っている」（筒井2008：2-3）、あるいは「親密圏」＝「家族」として捉えられていたのであろう。

しかし、「親密圏」＝「家族」として位置づけ、その役割として従来の「愛情」規範に維持されてきた内容をそのままにしておくことに対する懸念も示されている。

宮城（2002：65）は「家族は私たちにとって特別な共同体であることには間違いない。そのつながりは赤の他人との関係よりも強く深い。その関係のなかでは互いを慮ることが当然であり、そうしない者は非道徳的である、と語られ」、「巷には、帰る場所として家族、家族であれば自然に愛情が湧くはずだ、といっ

た語りが溢れかえっている。もしもそこから踏み外そうものなら、既成の価値観を壊す者とみなされ、そうした者を構成員として抱える家族は病んだ家族とみなされる。家族は抜けるに抜けれない、関係性希釈の不許可性を突きつける親密圏である。それゆえに関係が親密であるほど互いに与える影響は大きく、時としていわば暴力的でさえありうる」と述べているが、それにもかかわらず山守（2010：24）は「親密圏として、人が最初に経験するものは、とりもなおさず『家族』である」が、「『家族』と『親密さ』」の結びつきである「近代の『親密な家族』像が揺らぎを見せていることが、しばしば指摘され」、「言説レベルにおいては、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待のような端的な例でなくても、親子間のコミュニケーションの減少など、様々な次元で、『家族』の『崩壊』が叫ばれている」という。

以上のことから、「親密圏」＝「家族」とすることによる「親密圏」のもつ信頼を基礎とした関係、病気や老いなどの身体的・精神的困難を支えてくれる受容の場という特徴が、「家族」が「代わる」ことを可能にしていると思われる。このことは「親密圏」において「親密」であることや「愛（情）」あることが排除されるということではなく、「親密圏」における関係性の中で既に存在するか、あるいは醸成されていくことを意味する。

けれども、「親密圏」＝「家族」の観点から「家族」が「代わる」ことを捉えるのは危険である。というのは、「親密圏」＝「家族」では、道徳や愛情に基づいた内的決定によって「家族」に関することが解決されるため、「崩壊」や「暴力」を律するための観点ないし関係性が入り込む余地が想定されていないからである。

3. 「親密圏」≡「家族」

—その結果で起きること

「親密圏」の捉え方には、それを血縁関係や性別を問うというような「愛情」規範に基づいた「家族」と限定するものではないとする論調がある一方で、上述したような「親密圏」＝「家族」（それは「愛情」規範に基づく「家族」と変わらない）とする論調があることが窺えた。

後者の論調を「親密圏」＝「家族」と表現したのに対し、前者の論調を「親密圏」≡「家族」として、「親密圏」と「家族」は同じではないが、まったく異なるということでもないため「ほぼ等しい」という意味で表す。

浅田（2004：157-158）は、親密圏自体が「暴力を本質とした前近代的な家父長制的家族共同体の延長上に位置する」ものであり、「人権と民主主義という、近代社会が生み出した暴力排除の原理を閉めだしたところに作られ、暴力容認の家父長制的な原理が支配する場として存続し続けたことは確かである」と指摘する。これは「近代国家が成立し、まがりなりにも人権と民主主義を原理とする社会が成立した後も、その原理が個々の近代家族の内部に浸透することはなく、「親密圏はプライベートな領域であり、国家権力が侵入すべきでない神聖な場、『愛』の場だということであった」ためであるが、「しかし、家族や親密圏は必ずしも愛を伴う場ではない」、「親密圏には愛があるものだと決めつけるのは幻想にすぎないことが」明らかになってきたと述べている。

そして、井上（2006：58-59）は家族に関して現在はDVや子どもの虐待から明らかのように「現実にはそのような互いの配慮・関心を持っていない家族が増えているということが明らかになってきた」。「もちろん、現実の家族が親密圏としての機能を持っていないということ、正当化するわけではない。しかしながら、家族はすべてこのような機能を

持たなければならないという家族に対する規範的なメッセージ・『家族愛』がもつイデオロギー性についても配慮すべきであろう。家族との関係では、親密圏が愛の共同体ではないことに注意しなければならない」と指摘し、家族や家庭などの「親密圏」に対する国家権力の介入や法の直接的な介入の例として2000年に制定されている児童虐待防止等に関する法律、2001年の配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律などを挙げている（井上2006：26）。

これは『「法は家庭に入らず」の限界が露呈』（床谷2004：470）したことを示し、「親密圏」≡「家族」では、「親密圏」＝「家族」では想定されていなかったその場・関係性を律する観点やその場・関係性への介入が必要となり、実際にそれを実行していったと考えられる。

そして、「親密圏」の定義とこれまで述べてきた「家族愛情説」に代わって「親密圏」概念から「家族」を捉え、かつ、「公共圏」による介入の可能性を論じるために参照できるのが齋藤（2003a、2003b）による「親密圏」に関する論考である。

齋藤（2003a：vi-vii）が「親密圏」を「具体的な他者への生への配慮／関心をメディアとするある程度持続的な関係性として定義」していることは先にも述べたが、「具体的な他者とは、一般的な他者とは異なって人称性を帯びた他者であり、そうした他者との関係性は『他ならぬ』という代替不可能性を幾分か含んで」おり、具体的な他者との関係は「非対称的な関係であり、しばしばそれは、自らの必要や意思を明確には表現することのできない他者との関係をふくむ場合がある」が、関係が非対称的であるからといって相互性がないというわけではなく「最低限の互酬性は親密圏を存続させていく不可欠の条件でもある」（齋藤2003b：229-230）。

「次いで、生への配慮／関心が人々の関係

をつなぐということは、具体的な他者のほとんどは、身体性・物質性をもった存在者であり、私たちはそうした他者との関係を生きることによって、その生や欲望や困難に否応なく曝されるようになる。「生の自立は他者の生への依存をすでに前提としたものでしかありえないのである」（齋藤2003a：vi-vii）。また「親密圏」における身体性・物質性をもった存在者である具体的な他者との関係は、「性愛のみならず、生の存在それ自体にかかわっている」（齋藤2003b：229-230）。

そして「親密圏は、ひとりひとりの他者への生への関心／配慮を関係のメディアとするかぎり、社会的なものによる生への干渉を中断し、正常・正当なものとして社会的に承認されていない生のあり方や生の経験が肯定されうる余地をつくりだす」、「『異常』『異端』とされる価値が生き延びることのできる空間として機能」（齋藤2003b：219）する。

さらに「親密圏の関係性がある程度持続的なものであるというのは、それが他者への愛着や被縛性から完全には自由ではありえないことを意味している」（齋藤2003a：vi-vii）のであるが、「親密圏において愛という感情が人びとを結びつけることもあるが、それがすべてではない」（齋藤2007a：93）と指摘する。

加えて「親密圏は、社会的なものに対して一定の距離を設定することにより、社会が正常と認めない事柄に活動の余地を与えるが、社会の命法を遮る空間を維持しようとしたり、新たに形成しようとする動きは、不穏なもの、秩序を攪乱するものとしてマークされることになる」（齋藤2003b：226）という特徴も持つ。

他方、齋藤（2003b：223）は親密圏の危機を「家族の危機」と捉えることは深刻な問題ではなく、それはむしろ歓迎すべき事態であるという。というのは「それは家父長制や異性愛主義という近代の家族秩序を支えてき

た根強いイデオロギーが退潮しつつあることを示し」、「親密圏の新たな形成をともなっている」からである。けれども、実際さまざまに家族が形成されつつある中で「それでもなお『家族の危機』を真剣に受けとめるべきだとすれば、その最も重要なポイントは、安全な空間という家族の『神話』がはっきりと否定され、少なくともその一部がきわめて危険な空間である実態が露わになったこと」、「家族はそのなかに暴力の要素を宿し、しかもそれを増殖させつつある」という点であると説く。

そして「家族が最も激しい暴力が行使される空間になってきたことを説明する理由の一つは、こうした『自然的従属性』の想定が疑問に付され、『愛の共同体』の背後にある権力関係が根底から問い返されるようになってきたことに求めら」（齋藤2003b：224）れると述べている。この「暴力化（＝自然状態化）としての『家族の危機』は、家族をあらためて『法状態』へと変えていくことによって、かなりの程度克服することができるだろう」（齋藤2003b：225）と説く。

このように「親密圏」＝「家族」としないことは「親密圏」＝「家族」の場合には「家族」が愛情をもちながら他の家族成員と関わらなければならない、その中に暴力性が存在していたとしても「家族」から抜け出すことのできない状況があるのに対して、国家権力による介入を許容しながら「家族」が愛情を持ちながら他の家族成員と関わること、その中に暴力性が存在する場合には国家権力による介入が可能となり、また、必ずしも両性の合意に基づく「家族」である必要はなく、「愛情」を「親密圏」を成立させるための絶対条件とはしないということが言えよう。

そして齋藤による「親密圏」の捉え方からすれば、「親密圏」には第一に、具体的な他者との関係性は「他ならぬ」という代替不可能性を幾分か含むこと、第二に他者の生への

依存をすでに前提としていること、第三に愛という感情が関係性を結びつけるものでは必ずしもないこと、第四に最低限の互酬性があること、第五に正常、正当なものとして社会的に承認されていない生のあり方が肯定され、異常、異端とされる価値が生きのびることができる空間であること、第六に、「親密圏」における危機を「家族」の危機と捉え「家族」を改めて「法状態」へと変えていくことによって「暴力化」が克服される、という特徴があることが窺える。

これらの特徴は、「愛情」規範に基づく家族にも主張されることであるが、「親密圏」においては、第一に「家族」以外の「具体的な他者」が代替不可能な存在になり得ること、第二に他者への生への依存を前提にはしているが、それは「愛情」の名の下によって生じる独占や暴力を浮上させるものではないこと。なぜそれらが浮上しないかという「愛情」の名の下によって生じる独占や暴力といった「親密圏」の危機を「家族」の危機と捉え「家族」を改めて「法状態」へと変えていく、つまり権力関係あるいは支配関係を律することを可能とするからである。

そして第三に、後に述べるように事実上家族が代理決定者となることは社会的承認を得ているようではあるが、家族内部における危険性を鑑みれば、事実上家族が代理決定者となることも家族の危機として捉えることによって法の介入ないし第三者の介入を可能にする、という特徴を見出せることができよう。

V. 「公共圏」の不備による「親密圏」による代理—「家族」が「代わる」理由

ここでは、「公共圏」の捉え方と「親密圏」への「公共圏」による介入の必要性について述べることにする。

1. 「公共圏」の捉え方

「公共圏」という概念について。「私領域」の対語として「公領域」であったのと同様に「親密圏」の対語として「公共圏」がある。

「公共圏」という概念についても「公共性」「公共空間」という類似する概念があるが、これについて齋藤（2007a：x）は「論者各様の好みもあるので、これをきれいに整理することは難しい」としていることから「公共圏」として統一することにする。また、その意味について齋藤（2007a：viii-ix）は「公共性」の意味を「第一に、国家に関係する公的なものという意味」であり「国家が法や政策などを通じて国民に対しておこなう活動」、 「第二に、特定の誰かにではなく、すべての人びとに関係する共通のものという意味」であり「共通の利益・財産、共通に妥当すべき規範、共通の関心事を指す」、 「第三に、誰に対しても開かれているという意味」であり「誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報などを指す」としている。この意味合いを「公共圏」を指すこととして援用することにする。

2. 「親密圏」への「公共圏」による介入の必要性と問題点—「親密圏」説

上野（2008：29）は「家族が自立した成人人間の契約関係に還元されてしまえば『家族』という領域は最終的に解体されても構わないように思える」が、「現実には家族は変容したようにみえても、なくなっただけではないし、家族が果たしてきた機能を代替する制度が登場したようにも見えない」と指摘する。そのため、下夷（2008：64）は、「家族より望ましい機関を社会が用意できない以上、社会としても家族というシステムを維持していかなくてはならない」とする。

また、浅田（2004：159-160）は、親密圏の暴力を廃絶する具体的な方向を提唱している信田さよ子氏の「親密圏が危険なのは『第

三者が喪失したとき』であり、『隙間風の吹き込む関係こそが安全で快適なのだ』という指摘から、「ここで信田氏が言う『第三者』『隙間風』とは、親密圏の密室性と閉鎖性を排除すること、親密圏と他の領域、地域社会や自治体、公権力などの介入を許容する領域に作り変えること」を意味していると説く。

その親密圏の暴力を廃絶する具体的な方向を提唱している信田（2002：99）は、対の関係、あるいは親密な関係の危険性について述べている。「第三者の喪失によって浮上するのは対の関係である。調停を失い、共通の目的を失った対の関係は不安定になり、距離の調整が不能となる。距離が近いとは親密であると同義だ。対の関係は親密化し、そして容易に所有関係、支配関係に転化する。つまり対の関係は容易に権力関係へ、する／される、という加害被害関係へと転換するだろう。つまり対の関係はきわめて暴力を発生しやすい関係となったといえよう。対の関係の典型、親密さの典型である男女関係はもっとも支配、所有、暴力と親和性の高い関係であるといえる。「対の関係は親密化し、その二者は非対称のする／される関係へと転換し、そして所有、支配をする側、つまり権力者はその関係のもたらす快に容易に嗜癖していくだろう。二者関係、親密な関係は実に危険であるということ的前提としなければならない。それは家族の危険性そのものであろう」と述べている。これが「家族愛情説」における家族成員による独占や一方向的な役割遂行に相当すると思われる。

齋藤（2003b：231-232）によれば、「親密圏」では複数の人びとの「間」において「言葉や行為における現われとそれに対する一定の応答がある」という。このような「自らを応答されうる状態におくことができる」ということは、親密圏を成り立たせる最も重要な条件」であり、そこでの応答は「他者たちの生の必要や困難への対応という次元をうちにふ

くんでいる」と説く。

このように「親密圏」において第三者を必要とすること、また「公共圏」の介入が許容されるのは、信田（2002）も「親密圏」における権力関係の存在を指摘しているように、中里見（2003：96）も「親密圏は、それが子どもや高齢者という不可避的な弱者の生活の場である点において、必然的に権力関係であらざるをえなく、「その意味で、親密圏は、現実には権力関係であり、支配と従属の場である。それゆえに、親密圏をまっさきに私事性の領域とすることは、親密圏内の権力者の支配に委ねることと同義である」と述べているこの権力関係が存在するからである。

ただし、上野（2008：30）は「親密圏」概念を子どもや高齢者など依存的な存在にまで拡張することが可能か、という疑問を呈し、「彼らはたとえ『親密でない』他者にまで、依存しなければ生きていくことができない存在であるから」と続ける。けれども、筆者は「親密圏」概念を上野（2008）のいう子どもや高齢者など依存的な存在にまで拡張できると考える。

というのは、中里見（2003：95）は「子どもとしての人間的成長や、高齢者の人間的生存は、利潤を追求する市場・商品関係によっては実現不可能であり、協同の原理を必要とする」ことから、それを「人間が協同して生活を持続する関係、生命の再生産の場」である「親密圏」に含むことを可能としていた。また、「親密圏」に存在できるのは他者の生への依存を前提とした具体的な他者であること、「親密圏」に存在することができるか否かの判断は、齋藤（2003b）が「親密圏」の特徴として挙げていた「社会の命法を遮る空間を維持しようとしたり、新たに形成しようとする動き」を行なうような存在についてであると述べていたことからすれば、子どもや高齢者などの依存的な存在を「親密圏」において存在させることは可能であると思われる。

また、上野（2008）によるこのような疑問が生じるのは先述において「親密圏」の捉え方を整理した際の第一の特徴による影響であると思われる。すなわち、「親密圏」を〈場〉〈関係〉などと捉える際に「親密」であることを含め、「親密圏」において存在できる範囲を限定させてしまうということである。

そして、ここで考えなければならないことは子どもや高齢者などの依存的な存在にまで「親密圏」概念を拡張した場合に起こり得る支配関係、すなわち依存する者とされる者という関係性を野放しにしないための「公共圏」による介入についてであると言えよう。

「親密圏」＝「家族」の関係で、「愛情」規範に基づく「家族」よってなされる行為の場合、「暴力」が内在している可能性があり、その「暴力」が発生したとしても「親密圏」において解決しなければならないことを意味していた。しかし「親密圏」≡「家族」の場合は「公共圏」からの介入を可能とする。

ただし、上野（2008）、下夷（2008）が言っていたようにいまだに「家族」が果たしてきた機能を代わられる制度がなく、社会もそれを作ることができないならば、社会としても「家族」を維持していかなくてはならないということからは、「公共圏」側の問題として「公共圏」による介入が万全ではなく「公共圏」が「親密圏」に依拠している状況が窺える。

さて、これまで「親密圏」についてその特徴を述べ、「親密圏」≡「家族」と捉えることによって「公共圏」が介入できるということも述べてきた。

それらを踏まえて「親密圏」で「家族」が「代わる」ことができるのは、「親密圏」が具体的な他者との信頼（松島2002）を存在させ、生への配慮・関心を媒介にし（齋藤2003 a）、反省的契機を作り出す機能をもち、それを「公共圏」まで逆流させる動きができること（井上2006）、というような「親密圏」の

特徴から解答を得ることができる。

「親密圏」では家族の中に危険な空間があることを受けとめ「家族を改めて『法状態へと変化させていく』」ことによって、危険な空間が克服されると捉えている。このことは「家族」が「代わる」場合にも「暴力性」が（意図的に同意しないなど）存在するかもしれないため「公共圏」としての成年後見制度にその状態を委ねることを可能にする。けれども、成年後見制度においては医的侵襲行為場面に限定した場合には代理決定の機能を果たすことはできない。

つまり、「親密圏」への「公共圏」による介入を認めているにも拘らず、「代わる」ということについては「公共圏」の不備によって、結果として「親密圏」に戻ることになると考えられる。このことは、まさに（「公共圏」側の問題として）「公共圏」による介入が万全ではなく「公共圏」の機能を「親密圏」が代理している状況であると言える。

また、「親密圏」では「家族」でなくても代わることのできる条件はそろっている。それは「親密圏」の特徴が「家族」ではなく具体的な他者が存在しているからである。しかし「親密圏」内だけで第三者に「代わる」ことを許してしまうと、上述したことと同様に「暴力性」が生じるかもしれない。そこで「公共圏」の介入を受け入れようとしても「公共圏」として「親密圏」に介入する手立てを持ちえていない。

このように「親密圏」において「第三者」はその内部においても調達可能であり、また「公共圏」による介入も可能であり、一部でそれは許容されている。つまり「親密圏」に対する法としての「公共圏」の介入であるが、本研究の問題意識でもある医的侵襲行為に対する代理決定者としての家族による同意を正当化する議論からは「親密圏」に依拠した形で、あるいは「公共圏」の発想が「親密圏」に依拠していることが指摘できる。したがっ

て、結局のところ「親密圏」内で対処せざるを得ないことになる。このような特徴を「親密圏」説とする。

VI. 結論

「親密圏」に含まれる「家族」や「家族ではない具体的な他者」は、「親密圏」の特徴から本人に代わって「代わる」ことが可能であるし、そこに「暴力性」（「意図的に代わらない」ということ）があったとしても「公共圏」としての法による介入が理論的には可能である。けれども、この医的侵襲行為に対する同意権問題においては未だに可能とはなっていないということが言える。果たしてそれでいいのであろうか。

齋藤（2003b：233）は「公共圏と親密圏はあくまでも分析的な区別であり、実態としては重なることも多い。それらが重なるのは、とりわけ、具体的な他者の生への関心／配慮を通じて問題化されるようになった事柄が、一般にも通じる共通の問題として争点化されていく場合である」と述べており、精神上の障害を抱える者に対する代理決定に関することがこの点に含まれると思われる。

つまり、「親密圏」が親密さのある関係、あるいは「生への配慮／関心をメディアとする持続的な関係性」（齋藤2003a）であり、親密圏内部において代理決定、特に家族による代理決定がなされてきたけれども、それはもはや「親密圏」においてのみ解決すべき問題ではなく「公共圏」においても解決すべき問題として捉える必要があると言える。しかしながら「公共圏」においては未だ解決すべき対策が示されているとはいえない。

そのため、この問題を解決するための介入（親密圏内部から、公共圏から）が必要となる。筆者は「親密圏」内部でもなく、「公共圏」による介入でもなく、その重なる部分に他者への依存が許容されながら、家族であっ

ても第三者であっても代理決定者となり得ることを律する観点・関係性を求めることができると考える。

文献

- 赤川 学（1997）：「家族である、ということ—家族らしさの構築主義的分析」太田省一編『分析・現代社会—制度／身体／物語』八千代出版株式会社、97-118。
- 赤沼康弘・鬼丸かおる（編）（2007）：『成年後見の法律相談＜改訂版＞』学陽書房。
- 浅田富美枝（2004）：「親密圏と暴力」『唯物論研究年誌』9、142-166。
- 浅見克彦（2001）：『愛する人を所有するということ』青弓社。
- 本田宏治（2007）：「親密圏における合理的な管理／統制の不可能性とドラッグ・アダクトの構成」『現代社会病理』22、71-86。
- 井上匡子（2006）：「親密圏の暴力と司法の役割」『神奈川法学』39（1）、25-65。
- 石川雅信（2006）：「第1章 家族の変化と家族関係」山根常男・玉井美知子・石川雅信編『テキストブック家族関係学—家族と人間性—』ミネルヴァ書房、18-35。
- 岩上真珠（2006）：「第4章 結婚とパートナー関係」山根常男・玉井美知子・石川雅信編『テキストブック家族関係学—家族と人間性—』ミネルヴァ書房、64-77。
- 岩志和一郎（2006）：「医療契約・医療行為の法的问题点」『実践 成年後見』16、9-18。
- 上山 泰（2007）：「第5章 医療行為に関する成年後見人等の権限と機能」『成年後見と医療行為』日本評論社、85-106。
- 金子 宏・新堂幸司・平井宜雄（編）（2007）：『法律学小辞典 [第4版]』有斐閣。
- 木戸 功（2002）：「近代家族論の経験的応用をめぐって」『家族研究年報』27、30-36。
- 菰淵 緑（2000）：「第4章 要介護老人と家族ケア」清水新二編『家族問題：危機と存続』ミネルヴァ書房、86-112。
- 松島 京（2002）：「家族におけるケアと暴力」『立命館産業社会論業』37（4）、123-144。
- 箕岡真子・稲葉一葉（2007）：「自己決定と意思能力」『月刊 総合ケア』17（2）、63-68。
- 宮城昌子（2002）：「家族愛と病者の＜死ぬ義務＞」

- 『生命倫理』12 (1)、61-68。
- 宮本真也 (2003)：「コミュニケーションの社会思想的考察—親密圏としての家庭をめぐる—」『明治大学短期大学紀要』74、11-31。
- 村田隆一 (2004)：「難病の痴呆老人と二匹の雑種犬 ケアと親密圏に関する覚書き」『唯物論研究年誌』9、167-188。
- 中川順子 (1996)：「第5章 現代家族と家族政策」佐々木嬉代三・中川勝雄編『世紀転換期の日本と世界4 転換期の社会と人間』法律文化社、97-120。
- 中村由香 (2010)：「親密性としての“性-愛”論の構図」『生涯学習基盤経営研究』34、113-122。
- 中里見博 (2002)：「新たな親密圏としての家族に向けて」『法の科学』32、93-96。
- 中里見博 (2003)：「第5章 公共圏・親密圏・ジェンダー」森 英樹編『市民的公共圏形成の可能性 比較憲法的研究をふまえて』日本評論社、82-102。
- 二宮周平 (2002)：「家族法の観点から」『法の科学』32、103-109。
- 齋藤純一 (2003a)：「まえがき」齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、i-viii。
- 齋藤純一 (2003b)：「第9章 親密圏と安全性の政治」齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、211-236。
- 齋藤純一 (2007a)：「公共性」岩波書店。
- 齋藤純一 (2007b)：「5 集団と所有—一生の所有から生の保障へ—」大庭 健・鷺田清一編『所有のエチカ』ナカニシヤ出版、124-148。
- 齋藤純一・竹村和子 (2001)：「(対談) 親密圏と公共圏の〈あいだ〉—孤独と正義をめぐる—」『思想』925、7-26。
- 佐藤和夫 (1996)：「『親密圏』としての家族の矛盾」『女性学研究』4、112-130。
- 佐藤和夫 (2004)：「親密圏を根圏として脱構築する」『唯物論研究年誌』9、8-38。
- 清水新二 (2000)：「序章 なぜいま家族危機論なのか?—問題提起に代えて—」清水新二編『シリーズ<家族はいま…>④ 家族問題：危機と存続』ミネルヴァ書房、1-17。
- 下夷美幸 (2008)：「家族の現代的変容と社会福祉」『社会福祉研究』102、60-66。
- 立岩信也 (1991)：「愛について—近代家族論・1」『ソシオロギス』15、35-52。
- 立岩信也 (1992)：「近代家族の境界—合意は私達の知っている家族を導かない—」『社会学評論』43 (2)、154-168。
- 床谷文雄 (2004)：「序—『法は家庭に入らず』の再考」『民商法雑誌』129 (4・5)、463-478。
- 筒井淳也 (2008)：『親密性の社会学—縮小する家族のゆくえ』世界思想社。
- 上野千鶴子 (2008)：「家族の臨界—ケアの分配公正をめぐる—」『家族社会学研究』20 (1)、28-37。
- 渡邊浩文・今井 幸充 (2008)：「認知症者に対するインフォームド・コンセント」『診断と治療』96 (11)、2367-2370。
- 山田昌弘 (1999)：「5 愛情装置としての家族 家族だから愛情が湧くのか、愛情が湧くから家族なのか」目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学2 家族』東京大学出版会、119-151。
- 山田昌弘 (2001)：『家族というリスク』勁草書房。
- 山田昌弘 (2005)：『迷走する家族—戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣。
- 山守伸也 (2010)：「ポスト親密圏の変容—携帯サイト『リアル』を事例に—」『関西大学大学院人間科学』72、21-40。
- 大和礼子 (1990)：「『選べる』関係と『選べない』関係—夫婦関係の二側面—」『家族研究年報』16、38-50。
- [Web ページ]
- 最高裁判所事務総局家庭局 (2010) (<http://www.courts.go.jp/about/siryu/pdf/seinen10.pdf> 2010/08/13)